

---

# 家族信託

## パーフェクト

## ガイドブック

人生100年時代のコンシェルジュ

# ファミトラ

FAMILY TRUST

当社では従来馴染みの薄かった家族信託をどなたにも手軽にご利用いただき、みなさまに安心できる老後を提供したいという信念のもと、みなさまの家族信託組成を安価でお手軽にサポートするサービス『ファミトラ』を提供しております。『ファミトラ』の詳細については別冊「ファミトラ サービス説明資料」をご参照ください。

お問い合わせはファミトラ運営事務局までお気軽にご連絡ください。

電 話:0120 - 622 - 044

メール:cs@famitra.jp

HPはこちら



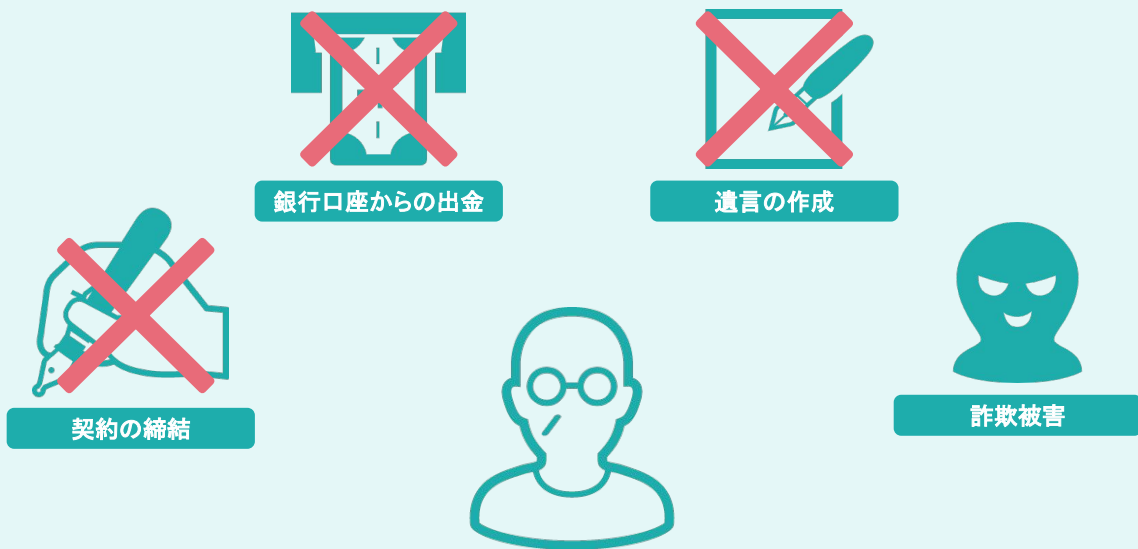
# 家族信託ガイドブック

## 目次

- 1頁 ご存知ですか？認知症に伴うお金の問題
  - 3頁 対策は認知症になる前に！
  - 5頁 家族信託のしくみ
  - 9頁 家族信託でできること
  - 11頁 他の認知症対策との比較
  - 16頁 家族信託を組成する
  - 19頁 認知症対策以外にも！家族信託の活用法
-

# ご存知ですか？認知症に伴うお金の問題

認知症を発症すると…



## ・認知症に伴うお金の問題

「認知症によって起きる問題」と聞いて多くの方はまず、物忘れが激しくなること、家族のことを認識できなくなること、あるいは徘徊などの異常な行動を起こすことを思い浮かべるのではないのでしょうか。

しかし、**認知症によって起きる問題はこうした健康面の問題だけではありません。**認知症によりもごとの判断ができない状態であるとみなされた場合、さまざまな社会的活動が制限されてしまうのです。その中には認知症を発症した方の財産の管理も含まれます。**意思能力を喪失したと判定されるとその財産の管理・処分に制限がかかり、たとえ本人のために財産を活用したいというご家族の意向があったとしても、叶わなくなってしまうのです。**

次ページでは認知症に伴うお金の問題の例を紹介いたします。

## ！ 契約締結ができなくなるリスク

財産管理と契約書は切っても切れない関係にあります。しかし**認知症により意思能力を喪失すると、法的に有効な契約書を締結することができなくなります**。たとえば、不動産の所有者が認知症を発症すると、不動産の管理・処分（賃貸契約を結んだり、不動産を修繕したり、売却したりすること）ができなくなったり、自分の資産をつかって孫の学費を支給することができなくなるのです（学費を孫に支給することも贈与契約に当たります）。加えて、家族が代わりに手続きを行おうとしても、本人の意思を確認できないため、専門家に止められる可能性もあります。

## ！ 銀行口座からの出金ができなくなるリスク

銀行をはじめとする金融機関では詐欺被害などを未然に防ぐため、口座名義人の**意思能力が著しく低下していると判断した場合、口座からの出金を停止する措置を取ることがあります**。定期預金の解約をはじめ普通預金からの引き出しなども対象となります。一度出金が停止されてしまうと、たとえ家族であっても解除することはできません。

## ！ 遺言の作成ができなくなるリスク

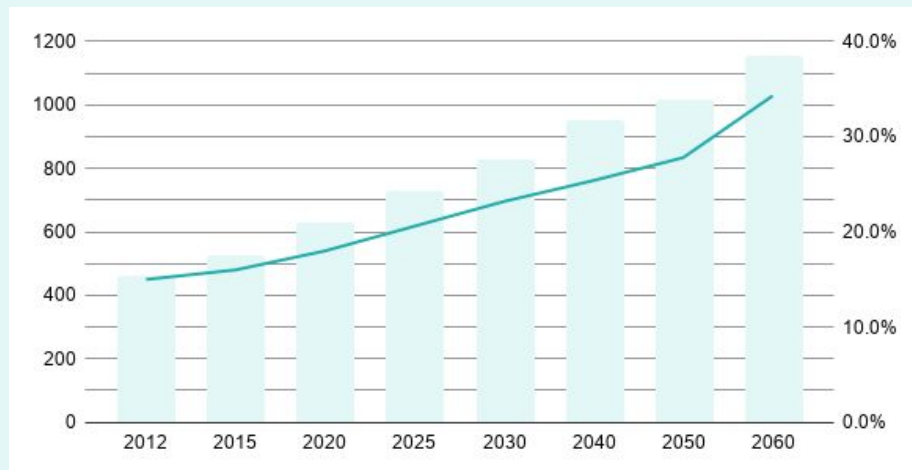
意思能力を喪失すると、たとえ本人が自ら遺言を書いたとしても、それを法的に有効とすることはできず、**希望通りの相続・財産管理の実現が困難になります**。また、遺言を作成せずとも認知症により判断能力が低下した状態では、本人がどのような形の相続・財産管理の形を希望しているかわからなくなってしまいます。

## ！ 詐欺被害に遭いやすくなるリスク

近年、オレオレ詐欺をはじめとする高齢者を標的にした詐欺が多発しています。認知症を発症すると判断能力が低下するため、**詐欺を見抜けずに簡単に被害に遭う可能性が高くなります**。また悪質な営業の標的となり、同じ保険に重複して加入してしまったり、必要性のないものを購入させられてしまうケースもあります。

# 対策は認知症になる前に！

## 日本における認知症人口の推計



※1より当社作成

横軸は年、左軸は認知症有病者数(万人)、右軸は65歳以上高齢者における認知症有病者の割合

## ・認知症は他人事ではありません

「そうはいつでも、ウチの両親はまだまだ元気だし、認知症になりそうもない」そう思われる方もいらっしゃるでしょう。

しかし、現実には**認知症は思ったよりもずっと身近な病気**です。厚生労働省の発表<sup>※1</sup>によると、日本の65歳以上の高齢者における認知症有病者の割合は、2020年現在で18.0%、さらに2025年には20.6%、すなわち**5人に1人以上にのぼると推計**されています。また、年代別の調査(2012年時点)<sup>※2</sup>では、認知症の前段階と言える軽度認知障害(MCI)も含めると**実際に4人に1人に認知能力の低下がみられる**と報告されています。加えて、転倒による骨折や病気の療養、あるいは感染症への罹患を避けるための自宅待機などで活動量が落ちることが原因となり、突然認知症を発症するケースもみられます。さらに、近年では65歳未満の現役世代の方が発症する若年性認知症についても耳にする機会が増えています。このように認知症は想像よりもずっと多くの方に起こる可能性のあるものであり、またささいなことをきっかけとして急に発症までいたる恐ろしいものなのです。

※1 厚生労働省「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」(平成27年)

※2 厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応 総合研究報告書」(平成24年)

---

人生100年時代といわれる現代において、認知症はもはや国民病であり、**あなたのご両親やあなた自身が発症する可能性は十分にあります**。もはや**認知症は他人事ではないのです**。

## **・前もって財産を守る対策を！**

認知症の進行を抑える治療法は存在するものの、根本的に認知症を治す方法は現時点では確立されていません。したがって認知症を発症した本人が、自ら財産管理に関するさまざまな問題を解決するのは事実上困難です。

認知症を発症してしまった方の財産を保護するための制度として成年後見制度がありますが、高額な費用がかかり、柔軟性に欠けるところもあり、本人やご家族が満足する形で財産を管理することが難しい制度であると指摘されています（詳しくは11頁をご覧ください）。

したがって、**認知症発症後にお金の問題で困らないためには認知症を発症してからの対応では遅いのです。前もって対策を取り、問題を未然に防ぐことが肝要です**。

また、一口にお金の問題と言ってもその内容は多岐にわたります。どのような財産が存在して、それらをどのように管理・活用・処分するのか、税金対策はどうするのか、もしもの場合はどのような相続をするのか、といったさまざまな事項を検討する必要があります。そして、満足の行く財産管理・相続対策を行うためには、本人とご家族の間での話し合いや税理士など専門家への相談が欠かせません。財産管理・相続対策を考えるにあたっては本人の真の希望を反映させることが最も大切ですが、その実現には思ったよりも多くの時間がかかるものなのです。

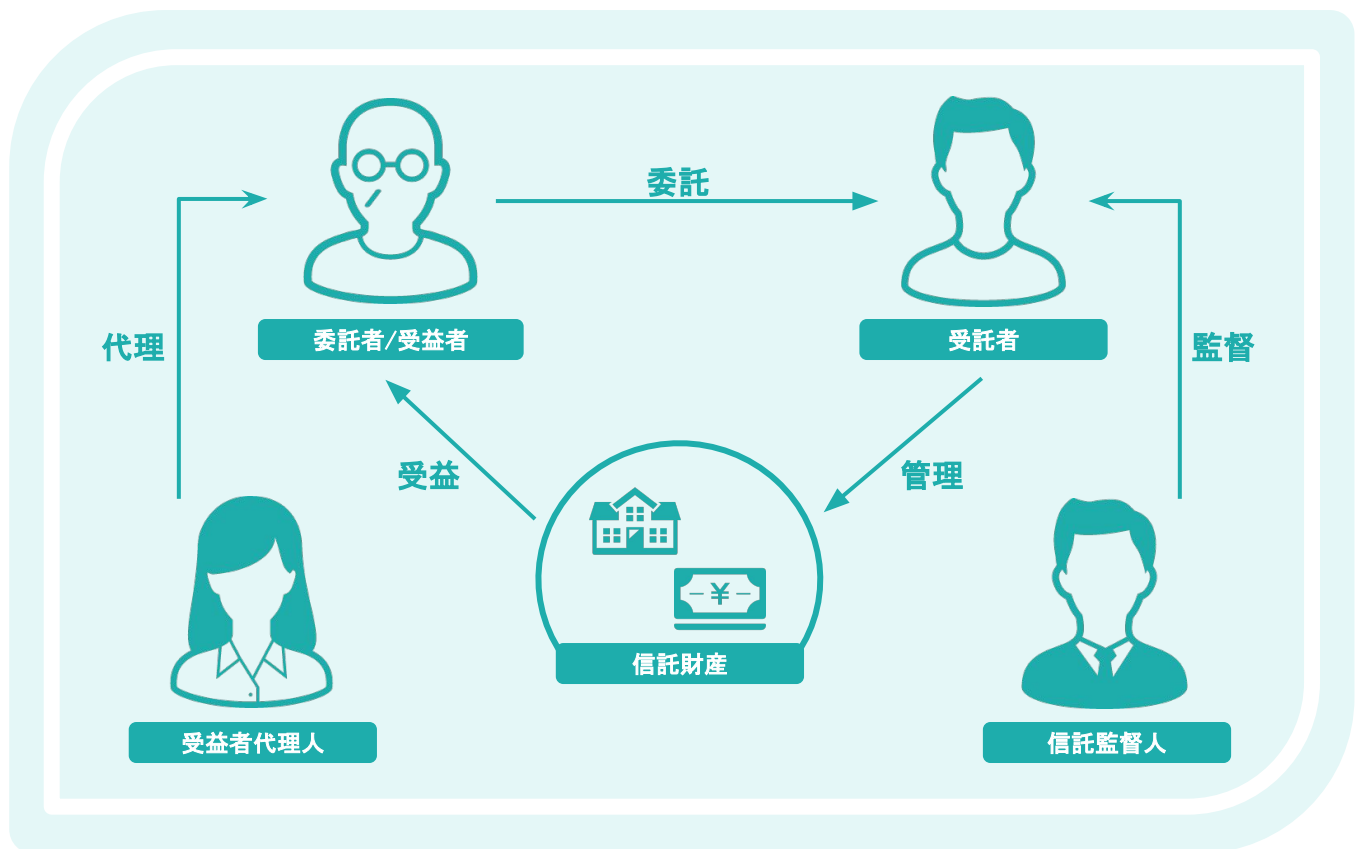
つまり、**満足の行く財産管理・相続対策の実現のためには、できるだけ早く検討をはじめることが大切なのです**。

そして、認知症になる前に本人そしてご家族の意向を叶える対策こそ

## **家族信託**

なのです。次ページ以降では、家族信託のしくみや家族信託で実現できることを詳細にご紹介します。

# 家族信託のしくみ



## ・家族信託制度について

家族信託は2006年に信託法が改正されたことにより、一般家庭でも簡単にできるようになった新しい財産管理の手法です。以下では家族信託のしくみを詳しく説明します。

上図は信託のしくみを簡潔に表現したものです。財産の管理を誰かに頼む人が**委託者**です。契約によって委託者から財産の管理を託された人が**受託者**です。また、受託者に託された財産のことを**信託財産**と呼びます。そして信託財産から生じる利益を受け取る権利(受益権)を保有する人が**受益者**です。認知症対策の信託では多くの場合、委託者と受益者は同一人物となります。ここで注意したいポイントは、

- 信託を組成した後、信託財産の形式的な所有権は委託者から受託者に移転する
  - しかし、受託者は信託財産から利益を受けることが原則として禁じられている
  - 委託者は受益者として、信託組成後も信託財産からの利益を受け取ることができる
- ことです。これらのポイントを押さえることが信託のしくみの理解に役立つでしょう。



---

信託財産の内容および信託財産をどのような目的でどのように管理するかは委託者と受託者のあいだで交わされる信託契約書によって明確に規定されます。受託者は信託契約書に規定された目的(信託目的)に沿って信託財産の管理を行い、信託財産の利益を受益者に分配することが求められます。委託者は、**信託契約書に、自分の財産をどのような目的で、どのように管理するかの希望を規定することによって、その後に認知症を発症しても、自分の財産の管理・活用・処分を、ご自身の満足の行く形で実現できるのです。**

信託は基本的に長期に渡る財産管理を想定して組成されます。しかし、組成時には想定しえなかった原因により、途中で信託目的が果たされなくなったり、受益者の希望通りに信託が運営されない事態が生じる可能性があります。そのような場合に備えて設置されるのが**信託監督人**です。信託監督人は第三者の視点から、受益者のために信託が信託目的に沿って運営されているかを監督します。また、**受益者代理人**は受益者のために、受益者に代わって判断を行う人物です。また、受託者は信託の運営期間中、長期間にわたって多くの事務を行わなければならないため、これらの事務を受託者から受任する**受託者サポート**を利用する場合もございます。

家族信託ではこれらの登場人物(業務の専門性が高い、信託監督人・受託者サポートを除く)が家族関係にあることが特徴です(適任のご家族がいない場合、専門家などの第三者が就任することも可能です)。いわば「**大切な家族の財産を、家族で守る**」しくみなのです。なお、意思能力を喪失した方は有効な契約を結ぶことができないので、委託者が**認知症を発症する前に信託を組成する必要があります**。

さて、実際にあなたとそこにご家族で家族信託を組成するとなったら、**誰がどの役割を担うのか、それぞれがどのような責務を持ち、なにをするのかを知ることが重要です**。以降では家族信託における登場人物について詳しく解説いたします。

# 家族信託のしくみ



## 受益者

受益者とは受益権を有する人のことです。受益権とは信託財産から利益を受ける権利のことで、信託財産の実質的なオーナーとしての権利を意味します。受益者は受託者と並んで、家族信託を組成するうえで中心的な存在となります。

受益者は家族信託からの利益を受けることになるので、家族信託によってご自身の希望を叶えたい方がなります。認知症信託においては委託者が受益者となることが多いですが、受益者を第三者とすることも可能です。また、子供を受益者とすることにより相続と同様の効果を達成したり、障害のあるご親族を受益者とすることでご親族の療養目的の信託とすることも可能です。

受益者は基本的には信託財産から利益を受けるのみで、義務を負担することはありません。しかしながら、信託財産の実質的なオーナーであるため、信託財産の管理を行う受託者を監督する必要があります。とはいえ、受託者の監督は信託監督人が代わりに行うことも可能です。



## 受託者

受託者は信託契約の定めに従い、信託財産の管理・処分および信託契約で定められた信託目的の達成のために必要な行為を行う人です。受益者ととも信託のメインプレイヤーとなります。

受託者は信託財産の所有者となって、受益者のために信託財産の管理・処分を行います。認知症信託においては、受益者の介護等に必要となる行為を行うため、これらの事務を行う能力があり、かつ、受益者にとって最も信頼できる方が就任する必要があります。したがって、認知症信託においては受益者の配偶者や子供が就任するケースが多いです。また、場合によっては受託者を複数おいて管理する信託財産を分けるなどの対応をとることも可能です。

受託者は家族信託におけるメインプレイヤーであるため、受益者や信託財産に対して善管注意義務・忠実義務を初めとした多くの義務を負います。具体的には、信託された金銭を定期的に受益者に給付することや、信託された不動産を適切に管理すること、受益者が老人ホームに入居する際にその料金を支払うこと、定期的に信託財産の状況について確認・報告することなどが含まれます。ただし、賃貸不動産の管理などは外部業者に委託することも可能です。

受託者の重要性の高さから、受託者にもしものことが生じると信託の運営がストップしてしまうため、事前に後任の受託者を指定しておく必要があります。

受託者の報酬については家族信託では無償とするケースが多いようですが、上記のような義務があることを踏まえて、報酬を設定することもあります。



## 委託者

委託者とは信託を設定する主体のことで、実際に信託財産を拠出する人です。したがって、受益者と同様、家族信託でご希望を叶えたい本人がなります。認知症信託においては受益者と兼任することが多いようです。

委託者は家族信託においては基本的に義務を負うことはありません。受託者の監督などの権限を持つこともありますが、前述のように受益者と兼任する機会が多いため、監督は主として受益者の立場から行うことになります。委託者は信託組成をする当初の場面でのみ登場し、その後に重要な役割を持つことは基本的にありません。



## 受益者代理人

受益者代理人とは受益者に代わって受益者の生活費の給付や医療費の支払いを受託者に求めるなどの受益権の行使や、受託者への監督を行う人です。認知症信託においては、実際に受益者が認知症を発症した際に重要な役割を担います。

受益者代理人は受益者のために受益権を行使することから、受益者との間に信頼関係がある受託者のごきょうだいや受益者のごきょうだい(受託者から見ておじ・おば)が就任することが多いようです。

注意点としては、受益者代理人が選任されると、受益者本人は一部の権利を除き、受益者としての権利を行使することができなくなります。



## 信託監督人

信託監督人は受益者のために信託が適切に運営されているかの監督を行う人です。

受益者代理人との違いは、受益者代理人は特定の受益者の代理人であるのに対して、信託監督人は受益者全員のために第三者の視点から信託全体の監督をする機能を担う点にあるため、士業や専門家など、外部の第三者が受任する機会が多いようです。

特に認知症信託においては、認知症発症後、受益者自身による信託の監督が難しくなることから、信託が、受益者の希望通りに運営されているかを確認するという点において、信託監督人による第三者の監督機能が果たす役割は大きくなります。

# 家族信託でできること

家族信託はご家族の中で合意された内容で、将来の財産の管理・処分を柔軟に設計できることが大きな特徴です。以下にその代表例をいくつか挙げてみましょう。

## 🏠 財産管理

認知症になると、自宅を適切に管理したり、自分のお金を適切に使ったり運用したりといった資産管理が難しくなります。しかし、家族信託を利用して、前もって方法を定めた上で、信頼できる受託者に財産管理を任せることで、認知症を発症しても安心して過ごすことができます。

信託財産とする財産は現金や不動産、非上場株などが代表的ですが、実は制限はなく、委託者が管理を任せたいと思うものであれば何でも含めることができます。

たとえば、自分の貯金を家族信託に入れることにより、認知症を発症後に自分の療養・介護のために自分のお金を使えるようにできます。また、不動産を信託財産とすれば、形式的な不動産の名義は受託者に移るため、不動産の賃貸や管理に関する契約は受託者が行うことになる一方、委託者自らがその不動産に居住したり、不動産から生じる賃料・売却代金などは委託者が受益者として受け取ることができます。

## 🏠 相続対策

委託者は、認知症になった場合に加えて、自分の死後に信託財産や信託財産から受け取る利益を誰に、どの程度、どのように分配するかを信託契約書に定めることにより決めることができます。したがって、委託者が亡くなった際にも遺産分割協議を経ることなく、スムーズに財産の承継を行うことができます。この点において家族信託は遺言よりも簡単な手続きで、遺言と同じ機能を達成できます。

また、家族信託では最初の受益者が死亡した際に発生する相続だけでなく、その孫世代以降の相続における財産の分配についても規定することができます。これは従来の遺言にはない家族信託の大きな特長のひとつです。たとえば、先祖代々使われている実家について「自分の子供世代だけでなく自分の孫にも使用してもらいたい」という希望があったとします。しかし、自分の子供が実家を相続後、孫に対して実家を相続させる旨の遺言を書くとは限らず、自分の世代で売却してしまうことも考えられます。一方、家族信託を使えば一次受益者を子供、二次受益者を孫と指定することによって、子供の死亡時に孫に実家を承継させることが実現できるのです。

二次以降の相続を規定することによって実現できる財産の継承の形は多岐にわたり、ここにも家族信託の柔軟性をみてとることができます。

## 事業承継

事業承継は現経営者の株式を後継者に譲渡することで行われますが、高額な贈与税が発生したり、譲渡時に後継者に経営権が移り現経営者が健在であってもその後の経営に関与できなくなったり、株式の配当を受けられなくなったりするという問題があります。一方、事前の事業承継を行わないと、現経営者が亡くなった場合、株式が法定相続分にしたがって相続されることになり後継者が会社の経営権を失う可能性もあります。

家族信託を利用すれば株式を信託財産とすることによって、ご家族の希望に即したより円滑な事業承継を実現できます。たとえば、現経営者を受益者に指定し、指図権(会社運営に指図できる権利)を後継者が有することにすれば、人事権をはじめとする会社の実権を後継者に渡すことができる一方、先代は受益者として株式の配当を受け取ることができます。このようにすれば現経営者について相続が発生し受益権が法定相続分で分割されたとしても、会社の指図権は後継者に残るので会社運営に支障が生じることはありません。また、反対に受益権を後継者に渡しつつ、指図権を現経営者に残すよう信託契約に規定すれば、後継者が十分に成長するまでは先代も経営に関わることができ、後継者が現経営者の薫陶を受ける機会を確保できます(この場合贈与税が発生します。課税関係については別途税理士にご確認ください)。

家族信託ではこのように**財産にまつわるさまざまな管理・処分の仕方を、柔軟に、そして実際に問題が起こる前に一つの契約で決めておくことができます**。また、ご家族の状況に応じて、上記の機能のすべてや一部を、オーダーメイドで設計することができます。前もって決めておくことで、本人やご家族の希望をご家族で落ち着いて検討し、本当に叶えたい希望を達成することができるのです。これは他の認知症対策にはない家族信託の大きなメリットです。

# 他の認知症対策との比較

## ・成年後見制度

成年後見制度は特定の手続きを経て選任された成年後見人が、意思能力を喪失した方(被後見人)の財産管理や支援を行う制度です。成年後見制度には法定後見と任意後見の二種があります。法定後見においては、すでに意思能力を喪失した方に対して、家庭裁判所が選任した後見人が支援を行います。任意後見においては、後に被後見人となる方が意思能力が十分なうちに自ら後見人を選任をしておきます。その後、意思能力を喪失した際に家庭裁判所に申し立てを行うことで支援が開始されます。なお、任意後見人は必ず、家庭裁判所によって選任された後見監督人による監督を受けます。

成年後見人の役割は大きく分けて次の二つがあります。

- 財産管理: 金銭の管理や不動産の管理・処分など
- 身上監護: 介護等の福祉サービス、住居に関する手続きなど、生活のサポート行為

成年後見制度は認知症になってしまった人の身上監護の点では優れていますが、財産管理の観点からは問題が多いようです。

### ！ 問題点

- 成年後見人に親族が任命される可能性は低い※1。
- 被後見人本人のみの財産の保護を目的とした制度のため、柔軟な管理・活用は基本的にできない。本人や親族の意向が反映されにくい。
- 成年後見人および後見監督人には **毎月それぞれ2～6万円、1～3万円の報酬を支払う必要がある** ※2。
- 専門職成年後見人による横領などの問題も多発している。
- 著しい不行跡などの事由を家庭裁判所が認めない限り、成年後見人や後見監督人を解任することは基本的にできない。

### 介 家族信託なら

- 財産の管理を第三者ではなく **信頼のおける家族に託すことができます**。
- 本人の希望を基に家族間で相談して信託契約を定めることにより、**満足が行く財産の管理・活用・処分を柔軟に行うことができます**。たとえば、認知症発症時の介護費用を確保しつつ、投資運用や家族への経済的支援を行うことも可能です。
- 報酬額を家族の中で自由に(無償も可)取り決めることができます。
- 当事者の合意により信託契約の内容を事後的に変更することができます。

※1 被後見人の親族が後見人として任命された割合は21.8%。最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成31年1月～令和元年12月—」  
※2 管理する財産の総額によって変わります。

## ・認知症保険

認知症を発症すると、それまで想定していなかった通院・入院費、あるいは介護費が発生するため家計を圧迫しかねません。認知症保険はそのような認知症に伴うさまざまな経済的リスクをカバーすることに特化した保険です。多くの認知症保険では認知症の診断を受けた際や認知症を原因とする怪我・病気による通院・入院・手術の際、介護施設への入居時などに一時金を受け取ることができます。また、認知症年金と呼ばれるタイプの保障では、認知症を発症後にその状態に応じた金額を毎月受け取ることができます。

ここ数年で複数の保険会社が認知症保険を発売し、加入者は増加しています。その背景には、平均寿命が延び人生100年時代といわれる現代において死亡時の保障よりも長生きをサポートすることへのニーズが高まっていることや、介護を受ける人々が増える中で少しでも家族の負担を減らしたいという思いが広がっていることがあります。

### ！ 問題点

- 給付される一時金は一般的には100万円程度だが、認知症を発症した場合の介護費用の総額は平均しておよそ500万円 ※にのぼり、そのすべてを一時金でまかなうことは難しい。
- 認知症発症時・以後に金銭の給付を行うのみで、本人の財産を守るしくみではないため、認知症に伴うさまざまなお金の問題(1頁)を解決するものではない。
- 本人の身上監護を目的としたものではないため、たとえば老人ホームへの入居などのサポートは受けられない。

### 介 家族信託なら

- あらかじめ信託契約において財産の用途を定めておくことにより、前もって必要と予想される金額の通院・入院・介護費用などを確保しておくことができます。
- 認知症になったときの財産の管理・活用・処分を予め規定しておくことで、認知症に伴うさまざまなお金の問題を解決することができます。
- 事前に信託契約において定めておくことによって、適切なタイミングでの老人ホームへの入居などが可能になります。

※ 厚生労働科学研究費補助金(認知症対策総合研究事業)「わが国における認知症の経済的影響に関する研究 平成26年度 総括・分担研究報告書」(平成27年)などより当社推計。

# 他の認知症対策との比較

## ・遺言

遺言は正確には認知症対策ではありませんが、ご本人がなくなった場合の財産承継手段の一つです。ご本人が亡くなった際、一般的には相続人の中での遺産分割協議を経て財産の分配がされます。一方、「相続時の争いごとを防ぎたい」「相続によって自分自身の思いを家族に残したい」といったご本人の意思を、財産の分配においても反映させたい場合には遺言が利用されています。遺言に相続時に誰に、何を、どのように分配するかを具体的に定めることによって、ご本人の意思を反映させることができるのです。

遺言は、主に自筆証言遺言と公正証書遺言の2種類があります。自筆証言遺言は本人が自分自身で作成する遺言です。そのため、他人の力を借りずに自己完結できるという利点はあるものの、内容の不備により法的に有効でなくなったり、紛失や改ざん、場合によっては相続人によって隠匿されるリスクがあります。一方、公正証書遺言は証人の立ち合いの元、公証人によって作成されます。そのため、内容の不備等の心配はなく、また公証役場で原本が保管されるため相続時に確実にご本人の願いを実現することができます。しかし、作成手続きに手間や時間、費用がかかるというデメリットもあります。

### ！ 問題点

- 自筆証言遺言は本人による作成・保存が一般的なため、**内容の不備や紛失等のリスクがある**。
- 公正証書遺言の作成手続きには **手間や時間、費用がかかる**。
- 亡くなった際の財産の **承継先を次の一世代までしか設定することができない**。
- 認知症などにより **判断能力が低下した際の財産管理を行うことはできない**。



### 🏠 家族信託なら

- 組成に第三者が関与し、契約書を公正証書化するため、**紛失や内容の不備等のリスクはありません**。
- 専門家のサポートのもと、**スムーズに組成を行うことが可能です**。
- 最初の受益者が死亡した際の相続に加え、**次世代以降の相続における財産の分配についても規定できます**。
- 生前に認知症などで **判断能力が低下した際の財産管理も規定できます**。

※ 遺言制度は一般法である民法に基づく制度であるものの、家族信託は特別法である信託法に基づく制度であるため、家族信託が優先されます。



## ・商事信託

商事信託とはいわゆる信託会社又は信託銀行といった信託業法上の免許を取得した業者が受託者となる信託です。従来は信託会社や信託銀行は会社に対してサービスを提供することを主としていましたが、近年では個人を受益者とする場合も増えてきているようです。

商事信託には受託者が信託できる信託銀行や信託会社であることや、ご家族で受託者候補を準備する必要がないことなどのメリットがありますが、下記の点では家族信託が優れているといえます。

### ！ 問題点

- 営利目的であるため、一般に信託財産の1%～1.5%程度の受託者報酬が必要となる。
- 信託業法が適用がされ受託者が行政庁からの監督を受けるため、基本的に不動産は含められないなど信託財産の種類に制限がある。
- 信託会社や信託銀行が事前に準備した商品設計となっており、柔軟な設計ができない。



### 介 家族信託なら

- 営利目的ではないため、受託者報酬は基本的に不要です。
- 信託財産の種類に制限がないため、本人とご家族のニーズに合わせて、信託財産を設定することができます。
- 家族内で合意を基に柔軟に設計できるので、本人やご家族の願いを叶えることができます。

### Column: 信託関係当事者

前述の通り、家族信託を組成するためには委託者兼受益者となるご本人以外にも、受託者や受益者代理人として、複数の親族の協力が必要になります。また、受託者が死亡した際に後任がいないと信託が終了してしまうため、受託者に万が一の事態が生じた場合にその後を引継ぐ第二受託者の設定が必要な場合もあります。このように、信託を組成するにあたっては信託関係当事者の役割・責務に応じて適切な親族の協力が必要であり、ご本人とこれらの親族および親族間でそれぞれ信頼関係があることが必要です。適切な親族が見当たらないときには、外部の専門家の協力を仰ぐことなども検討の余地があります。ご親族構成を踏まえて、どのような形での信託組成が望ましいかについては、家族信託コーディネーターまでお尋ねください。

# 他の認知症対策との比較

## Column: 家族信託と他の認知症対策の併用

このセクションでご紹介した認知症対策にはそれぞれの目的があり、それぞれの長所があります。したがって、家族信託と併用することでさらに多くの問題を解決できる可能性があります。

たとえば、成年後見人には被後見人に代わって金銭の管理や不動産の管理・処分などを行う「財産管理権」以外にも、被後見人の生活の全般的なサポートを行う「身上監護権」があります。財産管理については、家族信託制度はご本人やご家族の意思を反映できるというメリットがある一方、身上監護の観点では、役所での申請や施設への入所手続き、その他家族信託組成段階で事前に予測できない事態への対応など、成年後見制度が優れている点もあります。したがって、財産管理については家族信託、身上監護については成年後見人といった形で家族信託と成年後見制度を併用することにより、ご家族をさらに手厚くサポートすることができます。たとえば、父親の体調が万全なうちに父親を委託者、長男を受託者とする家族信託を組成して居住用不動産の管理を長男に任せ、将来必要となる父親の介護施設への入居代や介護費、医療費などを居住用不動産の売却によって確保できるようにしておきます。併せて任意後見人を選任しておくことで、父親の認知症発症後には当該資金を利用して、父親の要介護度や認知症の進行度に応じた適切な介護施設への入所や役所での手続きなどを行うことが可能になります。これにより、財産管理と身上監護の両面で父親の生活の全般的なサポートを行うことができます。

また、家族信託と認知症保険を併用することで、介護費などを信託財産だけでなく認知症保険の一時金からもカバーすることができます。

さらに、相続対策として一般的に利用されている遺言と家族信託を併用することも考えられます。この場合、信託した不動産や預貯金などの財産だけでなく、信託財産以外の財産の承継先も定めることができます。たとえば、収益不動産を保有している母親が、その管理や運用を長男に託しつつ発生する利益は自分自身の介護費や入院費等に使い、自分の死後には該当不動産を長男に承継してほしいと希望している場合には、家族信託を組成して収益不動産の管理を長男に委託し、受益権者を母親にすることで希望を叶えることができます。一方で、信託財産に含めることができない年金や、母親が元気な間に自分で使うために手元に残しておいた現金などの信託財産以外の財産を、遺言により生活のサポートをしてくれている長女に自分の死後に承継させる、といったアレンジも可能です。このように財産の承継を家族信託と遺言それぞれに規定することで、母親のすべての財産について本人の希望通りの相続を実現することができ、将来の相続時の争いを防ぐことにもつながります。

# 家族信託を組成する

---

ここまでは家族信託とはいったいどんなものであるかを紹介して参りました。では、実際に家族信託を組成するにあたり、どのような準備や手続きが必要なのでしょうか。ここからは家族信託の組成を検討し始めてから、契約締結にいたるまでのステップを解説いたします。

## ・家族会議の重要性

---

家族信託を組成するにあたって一番大事なことはなんでしょうか。それは**ご家族でしっかりと相談を重ね、委託者となる方が叶えたい願いとご家族の希望を共有して明確にすること**です。

「家族信託のしくみ」(5頁～)でご紹介したように、家族信託の組成には多くのご家族の関与が必要であり、家族信託の登場人物となるご家族全員の同意がなければそもそも組成することはできません。このため、まずはご家族の未来のために家族信託が必要であることについてご家族全員が納得することが必要です。さらに、信託を組成すると委託者の大事な資産が受託者へ移転します。したがって、委託者となる方の、受託者となる方に対しての「この人なら安心して自分の資産を任せられる」という信頼が必要です。加えて、受託者に万が一のことがあった後に受託者に就任する第二受託者や、本人にもしものことがあった場合に本人を代理する受益者代理人となる方も、委託者が信頼をおける方である必要があります。このように、信託組成はご家族の協力と信頼関係なしにはできないため、ご家族との話し合いをとおして**ご家族の信託への理解と、家族間での信頼を深めることが大切です**。

また、委託者となる方が家族信託をとおして叶えたい願いはお一人おひとりで大きく異なります。たとえば、ご自身の介護や入院費用の確保以外にも一族のお墓の管理や実家の管理・処分、ペットの世話、会社の承継など、具体例を考えれば枚挙にいとまがありません。また、本当に認知症になった後に心配なことは、本人がおひとりで考えるだけでは気づけず、ご家族との話し合いによって初めて気づくというケースも多いようです。

家族信託をとおして委託者の、そしてご家族のみなさんの願いを本当に叶えるためには、**家族会議をとおしてお互いへの信頼を醸成しながら、達成したいことを明確化する**というプロセスが必要なのです。

# 家族信託を組成する

## ・家族信託組成までの流れ

それでは実際に当社の提供するファミトラを利用して、家族信託を組成するまでの手順を確認していきましょう。

### 🏠 その1 家族信託コーディネーターへの相談

まずは、当社の家族信託コーディネーターまでご相談ください。家族信託コーディネーターは所定の研修を修了し、一般社団法人家族信託普及協会より認定を受けた者であり、お客様の家族信託への理解が進むように、家族信託の概要や制度の利点・課題をお伝えするだけでなく、お客様のご要望を整理した上で、その実現や問題の解決に向けたご提案をいたします。また、家族信託だけでなく成年後見制度や認知症保険などの隣接制度についても幅広い知識を有するため、それらの活用も視野に入れて、総合的にお客様やご家族の願いを叶え、お悩みを解決するお手伝いをさせていただきます。



### 🏠 その2 家族会議の開催

次に、家族会議を開きご家族内で家族信託を行うことについて合意したうえで、お客様とご家族が達成したい事項について話し合いをします。具体的には、どのような目的で家族信託を行うのか、ご家族のうち誰が信託契約の当事者となるのか、委託者となる方の資産のうち何を誰に託すのか、どのような事由で信託を終了するのか、信託期間をどの程度に設定をするのか、信託終了後の財産は誰に帰属させるのか、などです。家族会議で決定された事項やご不明点については、家族信託コーディネーターへご共有ください。



### 🏠 その3 信託契約書の作成

家族会議の結果と家族信託コーディネーターとの話し合いを踏まえて、お客様とご家族のための信託契約書を信託の組成経験豊富な弁護士がオーダーメイドで作成します。作成された信託契約書の内容について信託契約の当事者となるご家族全員の納得を得るために、複数回打合せを実施することもあります。



## 🏠 その4 信託契約書の締結および公正証書化

作成された信託契約書の内容に信託契約の当事者となるご家族が納得できたら、信託契約書に調印し締結します。必要な場合、信託契約書の公正証書化をします。



## 🏠 その5 受託者による信託財産の管理開始

家族信託が開始したら、受託者の方は信託財産の種類に応じて必要な管理を行います。

### 現金

信託口座という受託者名義の口座を新たに開設し、預金することで管理します。

### 不動産

司法書士に依頼して信託の登記を行います。収益不動産の場合は不動産管理会社との調整が必要となる場合もあります。

### その他

株式などは、その種類に応じて適切に名義の書き換えなどを行います。詳しくは家族信託コーディネーターにお尋ねください。

## Column: 信託口座や公正証書化はなぜ必要？

信託財産は受託者が形式的な所有者となるものの、その利益は受益者のみが受けることとなる特殊な財産です。このため、単に受託者名義の口座としてしまうと、信託財産と受託者の固有財産が混ざってしまったり、受託者が倒産・破産した場合などには、信託財産が信託とは関係ない受託者の債務の返済に充当されてしまう可能性があるのです。このような事態を防ぐために当社では信託口座の開設をおすすめしています。信託口座はその名前から預金が信託財産であることが明確になるため、上記のような問題を回避できます。

加えて、信託契約書を調印する際に信託口座開設先の銀行などから信託契約書の公正証書化を求められることがあります。公正証書とは法務大臣から任命された公証人が作成する契約書のことで、公証人が関与しない契約書(私文書)と比較すると以下のようなメリットがあります。

- 信託契約書が公文書として高い信用性、証明力、証拠力を備えた証書となる
  - 公証人から信託契約の内容について再度の説明を受けることでセカンドオピニオンを得られる
- 上記のような観点から、費用はかかるもののより安心して家族信託を運営できるようになるため、当社では信託契約書の公正証書化をおすすめしています。

# 認知症対策以外にも！家族信託の活用法

ここまでは主に「認知症対策」としての家族信託についてご紹介してまいりました。しかし、家族信託は家族の財産に関わるさまざまな問題を未然に、そして柔軟に防ぎうるしくみであり、その活用は認知症対策に留まりません。

本冊子では最後に、そのような多岐にわたる家族信託の活用例をご紹介します。

## ・特殊詐欺や悪徳商法への対策

近年、いわゆる振り込め詐欺に代表される特殊詐欺が数多く発生しており、一年間の認知件数は16,496件、被害額は363.9億円(いずれも2018年)<sup>※1</sup>にものぼり、重大な社会問題となっています。そして、特殊詐欺全体の被害者のうち実に8割近く、さらに振り込め詐欺に限ると96.9%が65歳以上の高齢者(2018年)<sup>※1</sup>であり、高齢者が詐欺犯罪の大きな標的となっていることがわかります。

行政や金融機関をはじめとするさまざまな組織・団体がこうした詐欺被害を撲滅するための対策を講じているものの、被害者となった高齢者の多くが「自分が詐欺被害に遭うとは思っていなかった」と考えており<sup>※1</sup>、「詐欺被害は他人事だ」と思っている間に自分が詐欺の被害者になってしまうのです。また、詐欺の手口はどんどん巧妙かつ複雑化しており、既存の詐欺の特徴を知った上で対策を取っていたとしても、見破ることが難しいのが現実です。たとえば最近では、新型コロナウイルス感染症対策の給付金の支給手続きに乗じて銀行口座情報を聞き出すなどといった悪質な事例も報告されています。

また、不当に高額な商品売りつけたり、同じ保険に重複して加入させるといった悪徳商法も高齢者を標的にすることが多く、高齢者の実に3割超がなんらかの悪徳商法の被害に遭っているという報告もあります<sup>※3</sup>。

このように詐欺や悪徳商法は高齢者のすぐそばに潜む犯罪であり、高齢者本人の心掛けだけでは完全に防ぐことは難しいのです。

そして、こうした犯罪の被害に遭ってしまったら、大切な財産を失うこと以外にも問題が生じます。被害に遭ってしまったことに引け目を感じ、被害にあったご本人や親族が社会的に孤立してしまうケースも多くあります。また、被害を理由として家族間でトラブルが発生し、家族関係に亀裂が生じてしまうこともあるようです。

※1 警察庁「令和元年版 警察白書」

※2 警察庁「令和元年における特殊詐欺認知・検挙状況等について」

※3 東京都「高齢者の消費者被害に関する調査結果」(平成30年)

---

詐欺や悪徳商法の被害に遭うと、本人だけでなくその周りの人々にも金銭的、社会的そして精神的に大きなダメージを与えてしまうのです。

家族信託を活用するとこうした問題を未然に防ぐことができます。家族信託では、大切な資産の管理を予め信頼できる家族に託すこととなります。したがって、たとえ詐欺の標的となってしまったとしても、財産の管理はご本人ではなくご家族が行っているため、ご本人の判断のみで金銭を犯罪者に渡してしまうことはありません。また、ご本人から事情を聞いたご家族が怪しいと感じ、詐欺被害を未然に防げる可能性が高くなるのです。

## ・障がいをもつご家族の支援

家族信託の活用法は高齢のご家族の財産を安心して管理・活用することに限りません。

たとえば、障がいを持つご家族が安心して生活できるように家族信託を活用することもできます。

この場合、障がいを持つご家族のために自分の財産を活用したいと考える方（現にご本人の面倒を見ているご両親である場合が多いです）が委託者、信頼できるご親族を受託者として信託契約を締結します。そして、まずは委託者の方が受益者となり、その死後には障がいを持つご本人が受益者となるように規定します。

このように家族信託を組成しておくことによって、当初は従来どおり委託者の方がご本人の面倒を見つつ、委託者の死後には信託財産を活用して受託者が生活費や介護・医療費などを支払うことが可能になります。なお、家族信託では障がいを持つ方の身上監護を行うことはできないため成年後見制度との併用も考えられます。

このように、家族信託を用いると家族に関わるさまざまなお金の問題を未然に防ぐことができます。本冊子に掲載した以外にもさまざまな家族信託の活用のかたちがあります。

あなたのご家族が抱えている、あるいは将来抱えてしまうかもしれない「お金の問題」やお悩みはありますか？

**そのお悩み、家族信託で解決できるかもしれません。**

ぜひ一度、当社の家族信託コーディネーターにご相談ください。



**発行元 株式会社ファミトラ**

所在地 〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目14-14  
第35興和ビル5F

電 話 0120-622-044

※「家族信託®」は一般社団法人 家族信託普及協会の登録商標です  
※「家族信託コーディネーター®」はプロサーチ株式会社の登録商標です